

日本の工場のための

**(i) 投資財の製造，納入および設置**

ならびに

**(ii) 非生産材およびサービスの購入**

に関する一般条件

**I. 適用性および範囲**

1.1 カウテックスジャパン株式会社（「**KAUTEX**」）は，以下の一般条件（「**GTC**」）に従って契約者または売主（以下，一律に「**契約者**」と呼ばれる）から

- (i) 自動車部品の製造用の機械，装置，工具等（「**投資財**」）の製造，納入および設置を購入／注文し，かつ
- (ii) 非製造用の動産（「**配送品**」）ならびに関連サービス提供および他の作業実施またはサービスのすべてを購入する。

投資財の製造，納入および設置ならびに上述の他のすべてのサービスを，以下，「**本サービス**」という。

本 **GTC** は，**KAUTEX** の顧客へのシリアルパーツの供給用の資材の購入には適用されないものとする。

1.2 契約者の一般条件または，契約者の，販売と納入の一般条件もしくは他の逸脱する条件は，**KAUTEX** がそれらを書面で明示的に承認しない限り，適用されない。**KAUTEX** の注文の契約者による承諾時に，ただし，遅くとも当該注文の履行が開始される時に，契約者は本 **GTC** のみが単独で適用されることを認める。本 **GTC** は，**KAUTEX** が契約者の本 **GTC** から逸脱する条件に異議を唱えずに契約者の納入を受け入れた場合でも（**KAUTEX** が当該条件を認識していたか否かにかかわらず）適用される。**KAUTEX** は，本書により，契約者による，その一般条件または販売と納入（たとえば，提供における）の一般条件もしくは他の異なる条件の適用に関するすべての言及また

は通知に、明示的に異議を唱える。本 GTC は、将来のすべての KAUTEX と契約者の取引にも適用される。

- 1.3 本 GTC に加えて、たとえばフレームワーク契約などの両当事者間の他のあらゆる合意も適用される。
- 1.4 さらに、投資財の製造、納入および設置については、**投資財に関する付属書 (Ariba 付属書)** – その関連文書 (各当該文書とも、契約締結時に契約者に送付されたバージョンのもの) を含む – も適用されるものとする。
- 1.5 **第 II 部** (一般の部) に含まれる規定は、**投資財ならびに配送品および本サービスに適用される**。**第 III 部** (投資財) の規定は、**投資財**および関連する本サービスにのみ適用される。

## II. 一般の部

### 2. 契約の締結、契約の構成要素

- 2.1 KAUTEX が契約者に対し、要請した配送品、投資財および／もしくは本サービス、ならびにそれぞれの納入もしくは履行の条件に関して質問を提出した場合、または KAUTEX が見積要請を提出した場合、KAUTEX はそれらのいずれによっても何ら法的に拘束されない。

#### 2.2 投資財に関する契約の締結

- 2.2.1 KAUTEX による発注は、投資財の製造、納入および (必要な場合の) 設置に関する契約者との契約締結の申し込みとみなされるものとする。

投資財を製造し、納入し、(必要な場合に) 設置する契約者の義務は、以下によって生じるものとする。

- (i) 契約者による、KAUTEX の書面による注文の受領、および
- (ii) 契約者による、注文確認書の形式による当該注文の書面承諾。当該確認書は当該注文の受領後 3 週間以内に KAUTEX によって受領されなければならない。

この期限が過ぎた後は、KAUTEX は、当該契約締結申し込みに拘束されない。後に受領された、または当該注文から逸脱した注文確認書は、新たな申し込みとみなされ、効力を持つためには KAUTEX によって書面で承諾されなければならない。KAUTEX の沈黙は、決して逸脱した注文確認書の承諾とはみなされない。

**2.2.2** 以下の文書は、契約の不可欠の一部であり、（これらの文書間に不一致が生じた場合においても）以下の注文に適用されるものとする。

(i) 注文書と注文確認書,

(ii) 注文書に添付された、投資財に関する特定の仕様書,

(iii) 実施図,

(iv) 契約締結時に有効な、注文書で指定された一般仕様書。KAUTEX は、いつでも要求に応じて契約者に当該文書を提供する,

(v) 本 GTC,

(vi) Ariba 付属書, および

(vii) 契約者の申し込みの技術的部分。

### **2.3** 配送品と他の本サービスに関する契約の締結

KAUTEX の注文は、KAUTEX の、それに先立つ契約者の拘束力ある申し込みの承諾とみなされるものとする。

**2.4** 書面による注文のみが、KAUTEX を拘束するものとする。ただし、KAUTEX による署名は必要とされないものとする。注文は、少なくとも e メールされたかまたは電子データ転送システムおよび/もしくは電子注文システム（たとえば、Ariba）によって転送された場合には、書面で行われたとみなされるものとする。

**2.5** 口頭または電話（インスタントメッセージングまたは SMS を含む）で行われた注文は、拘束力を持たず、契約関係を生じさせない。口頭の了解／合意は、KAUTEX によって KAUTEX ERP システムから書面で確認されなければならない。また、変更、修正および付随的合意も、法的に有効であるためには、書面で行われなければならない。

### 3. 本サービスの履行中の契約者の一般的義務

- 3.1 契約者は、自己が雇った従業員および／または下請契約者（「契約者の要員」）が KAUTEX の場所または施設にいる限り KAUTEX の社内規則（たとえば、契約者グローバル安全ポリシー、第三者会社調整ガイドラインまたは他の類似文書）に従うことを保証するものとする。当該社内規則は、要請に応じて契約者に提供される。
- 3.2 KAUTEX は、かかる契約者の要員のいずれかの専門的適性および／または信頼性に関して合理的な疑いがある場合には、当該要員の立ち退きを要求する権利を有する。この場合、契約者は、これが契約の適切な履行のために必要であることを条件として、当該の契約者の要員を速やかに立ち退かせ、この者を別の従業員／下請契約者と入れ替えるものとする。
- 3.3 とりわけ、契約者が履行義務を負う本サービスの履行と品質を保証するために、契約者は、ISO 9001:2015 によって認証された品質マネジメントシステムを維持するものとする。契約者が要請した場合、両当事者間で、代替りの品質マネジメントシステムに合意することができるが、当該代替りの品質マネジメントシステムは、少なくとも ISO 9001:2015 によって認証されるシステムと同等でなければならない。KAUTEX が要請した場合、契約者は、これらの要件の順守を証明する。契約者は、同様の品質マネジメントシステムを維持している下請契約者のみを選任する。

### 4. 納入／履行の期日と期間

- 4.1 契約者は、各注文書に記された拘束力ある納入／履行の期日と期間を順守しなければならない。
- 4.2 投資財の製造、納入および設置に関する合意された期日は、当該投資財が、KAUTEX または KAUTEX によって選任された第三者による受領のために、合意された時点で利用可能な場合には、順守されなければならないものとする。さらに、契約者は、その前に、当該投資財に関する書面のドキュメンテーション（たとえば、概要図、取扱説明書および設置方法説明書）を KAUTEX に引き渡すものとする。

配送品および他の本サービスの納入または履行に関する合意された期日は、合意された時点で当該配送品または本サービスが納入先（第 6.1 項および第 6.2 項参照）に到着し、または提供された場合には、順守されなければならないものとする。

4.3 合意された納入／履行の期間と期日が満たされなかった場合には、KAUTEX は、合理的な猶予期間の満了時に書面通知によって注文または契約を取り消し、または解除する権利を有する。その他として、契約者は、当該不履行に起因するすべての損害（合理的な弁護士報酬を含むが、これに限定されない）を KAUTEX に賠償しなければならない。

4.4 KAUTEX は、合意されていない、期日前納入、過剰納入または一部納入を受け入れる必要はない。契約者は、納入期日より前に納入された配送品の損失のリスクを負うものとする。KAUTEX は、契約者の費用で過剰納入を返却する権利を有する。契約者は、すべての梱包費、処理費および輸送費を負担しなければならない。KAUTEX は、すべての、第 4.1 項に記された納入期日より前に納入された配送品または過剰納入を、該当する納入期日まで契約者のリスクと費用で保管する権利を有する。

KAUTEX は、これに基づいて期日前納入または過剰納入を受け入れた場合でも、納入が予定の納入期日に行われた場合に支払いが行われる日より早い日に支払いを行う必要はない。同じことが一該当する限り一契約者による本サービスの期日前履行にも当てはまる。

4.5 契約者は、納入／履行期日を満たせないと予想した場合には、不当に遅延することなく書面で KAUTEX にそのように通知し、理由および予想される期間を述べなければならない。

## 5. 不可抗力

5.1 不可抗力、労働争議（ストライキとロックアウト）、戦争、騒動、テロリストの攻撃、自然災害などの、予見不可能かつ回避不可能であり、当事者の制御範囲外であり、かつ影響を受けた当事者が責任を負わない出来事に起因して、契約関係または納入／履行関係が中断した場合、両当事者は、その履行義務を、当該中断の持続中およびその後の合理的な期間、影響を被った義務の範囲において免除されるものとする。

5.2 当該中断の終了が予測不可能な場合または当該中断もしくはその影響が連続して 2 か月以上継続している場合、各当事者は、影響を受けた注文（またはその、まだ履行されていない部分）を事前通知なしで取り消し、または解除する権利を有するものとする。

## 6. 納入、梱包、リスクの移転

6.1 納入（リスクの移転を含む）は、受領または収集の場所（「**納入先**」）において、注文書に明記された商業条項（とりわけ、インコタームズ 2010）に準拠するものとする。両当事者が納入の条件に関して合意しなかった場合には、疑義を回避するため、納入は、定められた納入先へ DAP（インコタームズ 2010）でなされるものとする。

投資財の偶発的損失や偶発的劣化のリスクは、常に、最終的な受領（第 21 条参照）の時点でのみ移転するものとする。

6.2 本サービスは、注文書に記載された住所（「**納入先**」）で履行されるものとする。

6.3 すべての配送品は、業界に通例の注意に従って、適切に梱包、ラベル付けおよび出荷されなければならない。

投資財に関しては、KAUTEX が梱包と納入のタイプを決定することができる。KAUTEX が梱包と納入のタイプを決定しなかった場合には、契約者が、当該投資財にとって特に有益かつ適切な梱包と納入のタイプを選ぶものとする。

この義務の有責な不順守の場合には、損傷した投資財や配送品の交換、追加の運送費、処分費および類似の費用などの、発生したすべての費用は、契約者が負担するものとする。KAUTEX の要請に応じて、契約者は、すべての梱包を無料で回収するものとする。

6.4 納入物が発送された日に、契約／注文番号および配送品または投資財の正確な記述を含む発送通知が、KAUTEX に送付されるものとする。契約／注文番号および契約者番号を含む正副 2 通の配達受領書が、積み荷に添付されるものとする。さもなければ、KAUTEX は、契約者の費用で納入物の受領を拒否する権利を有するものとする。

## 7. 価格, 支払条件, **Kautex** の前払いの場合の担保

- 7.1 拘束力のある価格と支払条件は、各注文書に記載される。価格は、固定価格であり、配送品の製造と納入および本サービスの履行の総額から成る。投資財については、価格は、とりわけ、当該投資財の製造、予備的な受領、納入、設置、スタートアップおよび最終的な受領の費用をカバーする。さらに、価格には、両当事者が当該注文において異なる取り決めに合意しない限り、納入先への納入ならびに梱包費、運送費、保険料および類似の費用が含まれる。法定金額の消費税は、価格に含まれず、別途請求されるものとし、請求書に別途表示されるものとする。
- 7.2 契約者の請求書は、通常、注文書に記載された通貨建てで提出されるものとする。**KAUTEX** は、この要件に従って支払うものとする。
- 7.3 **KAUTEX** は、請求された金額を、両当事者間で他の支払形式が合意されていない限り、45 暦日以内に銀行振込で全額支払う。買掛金の差引勘定をするための入庫/請求自動決済 (**ERS**) プロセス (借方記入/貸方記入法) は、適用されるためには、別途、両当事者間で書面で合意されなければならない。当該支払期間は、有効な請求書の受領の日と、各請求および合意済み文書提出に対応する、完全な **KAUTEX** への配送品の納入、**KAUTEX** の場所での本サービスの履行もしくは投資財の受領または一部履行の日、のうちの遅いほうに開始するものとする。支払日が週末または祝日にあたる場合には、翌営業日までに支払いが行われる。国際支払取引の手数料は、契約者が負担する。
- 7.4 購入価格の全額支払い時点で、配送品または各投資財の所有権は、**KAUTEX** に移転するものとする。契約者による、配送品または投資財の所有権の延長されたまたは拡大された保持は、本書により、排除される。
- 7.5 契約者は、**KAUTEX** の書面同意なしに、**KAUTEX** との納入関係に基づくその債権を譲渡し、または当該債権を第三者に回収させる権利を有しない。
- 7.6 契約者の債権の **KAUTEX** に対する相殺は、争う余地のないまたは最終的に司法的判断が下された債権の場合にのみ許される。

契約者は、**KAUTEX** に対するその留置権を、契約者がその留置権の根拠としている契約者の反対債権が、同一の契約に基づくものであり、かつ争う余地がないかまたは最終的に司法的判断が下されている場合にのみ行使することができる。

7.7 契約者は、KAUTEX によって行われる前払いに対する担保を、KAUTEX が受け入れ可能な形式で提供するものとする。KAUTEX は、かかる担保の提供の前には、いかなる前払いも行う義務を負わないものとする。上記の担保の発行費用は、契約者が負担するものとする。

## 8. 配送品の納入時の欠陥通知

受領時に、KAUTEX は、契約者によって納入された配送品を、適切な商慣行に従って、適切である範囲でかつ適切である時点で直ちに、品質に関する欠陥や不一致について検査する。KAUTEX は、納入後不当に遅延することなく、ただし 2 週間以内に、この検査の間に発見された明らかな欠陥を契約者に通知する。隠れた欠陥は、その発見後不当に遅延することなく通知されるものとする。これは、投資財には適用されない。投資財に関しては、受領が行われる（第 21 条参照）。

## 9. 保証

9.1 配送品／本サービスまたは投資財は、合意された品質のものであるものとする。この品質は、両当事者のそれぞれの同意によって決定される。契約者は、品質と権原の欠陥がない（いかなる担保権、先取特権、留置権、負担、質権または他の担保も付着していないことを含む）配送品／本サービスまたは投資財を納入／履行または製造し、KAUTEX が受領できるように投資財を KAUTEX にそれ相応に提供する。さらに、契約者は、配送品が購入された目的を契約者が知っていることを条件として、当該配送品が当該目的に適していることを保証する。

また、配送品／本サービスまたは投資財は、最新段階の科学技術、および適用されるすべての法定規定、とりわけ、適用されるすべての日本の法令を含むすべての安全規定に従うものとする。

9.2 契約者が第 9.1 項に基づくその義務に違反した場合、KAUTEX の権利（とりわけ、その後の履行、取り消し、価格の減額、損害賠償や費用償還請求および代物弁済に関する権利）ならびに適用される時効期間は、法定規定に準拠するものとする。



- 9.3 注文された配送品については、以下が適用されるものとする：その後の履行が失敗したかもしくは **KAUTEX** にとって合理的な救済策でない場合または契約者が不当に遅延することなくその後の履行を開始しなかった場合、**KAUTEX** は、さらなる通知を必要とせずに、影響を受けた注文を取り消し、契約者のリスクと費用で当該配送品を契約者に返送することができる。
- 9.4 第 9.3 項に記した場合、および他の緊急の場合、とりわけ、差し迫った危険を防ぐためまたはより広範な損害を回避するための場合、ならびに、契約者に欠陥を通知して当該欠陥を是正する期間を与えることが、当該期間が短いために不可能な場合には、**KAUTEX** は、自ら欠陥を是正し、または欠陥を第三者に是正させることができる。これは、投資財についても当てはまるものとする。

## 10. 製造物責任, 責任

- 10.1 製造物責任に基づく請求が **KAUTEX** に対して主張された場合、契約者が製造物の欠陥に関して責任を負う範囲で、契約者は、すべての損害賠償額（合理的な弁護士報酬を含むが、これに限定されない）を支払い、かつ／または第三者によるすべてのかかる請求に関して **KAUTEX** に補償しなければならない。
- 10.2 契約者は、**KAUTEX** の場所でサービス／作業／設置サービス（「作業」）を履行する場合には、当該作業中、人身傷害と財産損害を防ぐためにあらゆる必要な予防措置を講じなければならない。契約者に責任がない場合を除き、契約者は、ビジネスの場所でのその作業中に契約者によって引き起こされた損害に関して **KAUTEX** に賠償及び補償する。契約者は、その下請契約者が同じ義務に従うことを保証するものとする。

## 11. 秘密保持

両当事者が別の秘密保持契約に合意している場合を除き、以下が適用されるものとする。

- 11.1 両当事者は、他方当事者から直接的または間接的に受領したすべての秘密情報を秘密として扱う。注文およびこれに関連したすべての商業的および技術的詳細も、秘密情報として扱われなければならない。とりわけ、すべてのイラストレーション、図面、

サンプルおよびこれらに類したアイテムは、秘密情報として秘密が保持されなければならない。両当事者は、契約の目的を果たすためにのみ秘密情報を使用するものとする。秘密情報は、業務上の要求の範囲内でのみ複製または開示することができる。かかる情報は、事前の書面同意を得たときのみ第三者に開示することができる。

**11.2** 上記の義務は、以下のいずれかに該当することを受領当事者が証明できる秘密情報には適用されない。

(i) 開示時点で既に公知となっていた、またはその後、受領当事者の過失によらず公知となった情報、

(ii) 開示時点で既に受領当事者が所有していた情報、

(iii) 第三者から秘密性を維持することおよび当該秘密情報を使用しないことを受領当事者に要求しないで受領当事者に提供された情報。ただし、当該第三者が当該秘密情報を直接間接を問わず他方当事者から受領しなかったことを条件とする、

(iv) 法の規定に基づき当局に開示されなければならない情報。

**11.3** 契約者は、下請契約者に同じ範囲の開示義務を順守させることに同意する。契約者は、KAUTEX が契約者に開示した秘密情報を、当該秘密情報の予定用途以外の用途のために使用してはならない。

**11.4** 守秘義務は、契約の終了後も 5 年間存続するものとする。契約者は、受領したすべての秘密情報を契約の終了時に、当該秘密情報が有形の形式であるかまたは電子保存メディアに保存されている限り、KAUTEX に返却することに同意する。ただし、最後の 2 つの文に基づく当該義務の履行は、KAUTEX の要請に応じて契約者が書面で KAUTEX に確認しなければならない。

## **12. 最終規定**

**12.1** 契約者は、KAUTEX の事前の書面による同意なしに、契約に基づく一部またはすべての権利または義務を譲渡してはならない。契約者は、KAUTEX の事前の書面による同意なしに、注文または契約の全部または一部の履行のために第三者（たとえば、下請契約者）を雇ってはならない。

12.2 契約および／または本 GTC の修正および／または補遺ならびに補足合意は、書面で行われる場合にのみ有効であるものとする。これは、この書面形式要件の修正にも適用されるものとする。

12.3 本 GTC の規定が無効、違法または強制不可能であることが判明した場合には、当該規定は、当該規定を有効、適法かつ強制可能な規定にするのに必要な範囲で修正または制限されているとみなされるものとする。かかる修正や制限が不可能な場合、1 つまたはいくつかの規定の無効は、本 GTC の残りの規定の有効性や契約の有効性に影響しないものとする。

### 13. 準拠法，裁判権，履行地

13.1 KAUTEX および契約者は、KAUTEX と契約者間の投資財，配送品および本サービスに関する契約に起因または関連するすべての紛争について、日本の広島地方裁判所の専属管轄権に服する。

13.2 KAUTEX と契約者間の契約関係は日本の法律に準拠し、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は適用されない。

13.3 契約に基づくすべての義務の履行地は、注文書に記載された、配送品が納入されるまたは本サービスが提供される KAUTEX の場所である。

## III. 投資財

下記の規定は、投資財および関連する本サービスにのみ適用される。

### 14. 契約の変更と修正

14.1 KAUTEX は、受領するまでの任意の時点で、契約者の利益を考慮したうえで、注文した投資財または本サービスの変更と修正を要求することができる。契約者は、KAUTEX の変更および／または修正の要請を受けた後直ちに、結果として生じるコスト（可能性がある増加と可能性がある減少の両方）の申し入れ、および期限の変更に関する情報、ならびに変更から生じる投資財または本サービスへの機能上および品質

上の影響を提出するものとする。契約者は、KAUTEX によって要請された変更／修正のコストを、できるだけ低く保たなければならない。

14.2 契約者は、両当事者がコストの増加または減少、期限の変更、ならびに機能と品質に対する変更および／または修正の影響に関して合意に達し次第、要請された変更ならびに／または修正を実施する。

14.3 契約者の意見では、契約の首尾よい履行のために変更または修正が示唆されるまたは必要とされる場合には、契約者は、かかる変更を KAUTEX に提案するものとする。同時に、契約者は、かかる変更／修正の理由、価格への影響、納入期日等に関する情報を KAUTEX に提供しなければならない。KAUTEX は、これらの変更および／または修正の提案を遅滞なく検討するものとする。KAUTEX は、契約の首尾よい履行のために必要とされる変更および／または修正を不当に拒否しないものとする。契約者は、KAUTEX の書面承認を受けるまで、いかなる変更および／または修正も行ってはならない。

14.4 契約者は、KAUTEX の事前の書面承認を受けるまで、いかなる変更および／または修正も決して行ってはならない。両当事者は、各場合に書面で修正に合意する。

## 15. 契約者のさらなる義務

15.1 KAUTEX の文書、図面および計画は、投資財の製造または処理を開始する前に、その完全性と正確性に関し契約者によって検査されなければならない。契約者は、それらが不完全、不正確または欠陥があると判断した場合、速やかに（ただし、いかなる場合も製造または処理の開始前に）そのことを書面で KAUTEX に通知しなければならない。契約の履行の遅延を防ぐために、すべての欠けている文書、図面または計画が、不当に遅延することなく書面で要請されなければならない。さらに、契約者は、この契約の履行について懸念がある場合には、不当に遅延することなく KAUTEX に通知し、自らの懸念の理由を示すものとする。契約者に対する、KAUTEX の保証請求およびその他の請求は、影響を受けないままであるものとする。

15.2 製造の開始前に、たとえば図面などのすべての製造文書が、開示のために KAUTEX に提出されなければならない。契約者に対する、KAUTEX の保証請求およびその他の請求は、かかる開示によって影響されないものとする。

- 15.3 KAUTEX によって提供されるべきあらゆる資料は、適時に、かつ、合意された時間内の適切な契約履行が保証される量で、KAUTEX に通知されるものとする。
- 15.4 契約者は、第 14 条に基づき両当事者間で合意された場合を除き、その本サービスの範囲内で、かつ追加の報酬を受けることなく、契約の目的を達成するために必要なあらゆる措置を、たとえ当該措置が契約文書に明示的に記載されていなくても、講じるものとする。とりわけ、投資財が正しく機能するために必要なすべての部品は、たとえ契約者と KAUTEX が契約文書にそれぞれの部品を詳細に記載しなかったとしても、契約者によって提供されるべき本サービスの一部である。
- 15.5 投資財の稼働が許可を条件とする場合には、契約者が自らの費用でこの許可を取得するものとする。

## 16. 製造管理

- 16.1 合理的な事前通知により、通常の営業時間中に、KAUTEX は、投資財の製造プロセスの進捗およびこの目的のために必要なすべての文書を精査するために、契約者の製造現場を検査する権利を有する。

契約者は、その下請契約者も同じ検査権を KAUTEX に与えることを保証するものとする。

- 16.2 ただし、契約者は、第三者との契約により契約者が秘密を保持しなければならない文書へのアクセスを拒む権利を有する。
- 16.3 第 16.1 項に基づく検査は、投資財もしくは本サービスまたはそれらの一部の受領とはみなされないものとし、当該検査によって契約者は、契約に基づく明示または黙示の条件を満たすその義務を免除されもしないものとする。

## 17. ドキュメンテーション

- 17.1 契約に別段の規定がない限り、契約者は、遅くとも第 21 条に基づく受領時に、投資財に関する以下のドキュメンテーションを KAUTEX に提出するものとする。

- (i) すべての技術文書（たとえば、概要図、インターフェースプラン、技術データシート等）,
- (ii) 取扱説明書および設置方法説明書,
- (iii) 図面,
- (iv) 保守指導書および修理指導書,
- (v) 適合宣言書,
- (vi) スペアパーツのリスト。

17.2 ドキュメンテーションは、日本語または投資財の各納入先の言語および追加的に英語で作成されなければならない。また、電子コピーとハードコピーで **KAUTEX** に提出されるものとする。

17.3 **KAUTEX** によって契約者に引き渡された、**KAUTEX** の図面、コンセプトまたは他の情報および文書（「ドキュメント」）は、引き続き **KAUTEX** の財産であるものとする。契約者は、借主の資格でかかるドキュメントを占有し、それらを他の関係者の他の財産から独立し隔離された状態に保ち、それらに **KAUTEX** の財産としてマークを付けるものとする。契約者は、契約を履行するためにのみドキュメントを使用するものとする。契約者は、ドキュメントが契約者の占有下または管理下にある限り、ドキュメントに関するリスクを負うものとする。ドキュメントは、契約の条件を満たす目的以外には、**KAUTEX** の書面指示なしに契約者の施設外に移してはならない。契約者は、不当に遅延することなく、ドキュメントの損傷または障害を **KAUTEX** に通知しなければならない。

## 18. 契約者の施設における予備的な受領

18.1 投資財の納入、設置、スタートアップおよび最終的な受領の前に、投資財の予備的な受領が行われなければならない。予備的な受領は、下記第 21 条の意味における受領ではない。

18.2 投資財の予備的な受領は、投資財の完成後その発送前に契約者の施設で行われるものとする。この目的のために、投資財は、仕様への適合をテストするために、契約者によって完全な稼働準備と機能効率の状態でセットアップされるものとする。かかるテストは、契約者のスタッフによって実行されるものとする。

契約者は、予備的な受領の予定日について約 4 週間前に書面で KAUTEX に通知し、期日について KAUTEX と合意するものとする。

18.3 契約者は、予備的な受領のために必要とされるスタッフ、ならびにこの文脈において必要とされる工具、機器、測定装置とテスト装置、および補助装置を無料で提供するものとする。契約者は、投資財の予備的な受領のために必要とされる材料、補助品およびエネルギーの、調達およびその後の処分の費用を負担するものとする。

18.4 KAUTEX は、常に、投資財の予備的な受領に参加する権利を有する。

18.5 両当事者は、予備的な受領が成功したか否かもしくはどの程度成功したかおよび／または投資財のどの欠陥が発見されたかを記録する、書面の予備的な受領プロトコルを作成するものとする。認識または発見された欠陥は、さらなる予備的な受領の前に、契約者が自らの費用で直ちに是正するものとする。

18.6 予備的な受領が成功した後、契約者は、投資財を移動させ、第 6 条に従って梱包し、KAUTEX に納入するものとする。

## 19. KAUTEX の施設における設置

19.1 投資財の設置に関して、契約者は以下を保証するものとする。

- (i) 納入先における完全な投資財の荷降ろし、
- (ii) 完全な投資財の、設置場所までの社内運搬、
- (iii) 完全な投資財の設置、
- (iv) 投資財の完全な機械的および電氣的設置、
- (v) 投資財の完成、

- (vi) 投資財の最終的な受領までの完全なスタートアップとテスト稼働,
- (vii) すべての必要な足場, 機械, 工具, 補助装置および自由な設置場所の調達と提供,
- (viii) 設置中に発生したすべての廃棄物の処分,
- (ix) 事故, 損傷, 盗難等に対する作業エリアの保護,
- (x) 設置場所の清掃。

これらの本サービスは, 契約者のリスクと費用で提供される。

- 19.2 設置の開始に先立って, 契約者は, 基礎および接続, ならびに適切な設置にとって重要な他のすべての状況を検査するものとする。
- 19.3 契約者は, その従業員および/または委託した下請契約者が, KAUTEX の施設における秩序と安全を維持するために, KAUTEX の指示に従うことを保証するものとする。
- 19.4 あらゆる設置活動は, 契約者によって, 適用される法定規定および KAUTEX の現行の適用される安全関連の規則とガイドラインに従って実行されるものとする。
- 19.5 KAUTEX は, 契約者に対し, その要請に応じて, 設置のために以下を提供するものとする。
  - (i) 電気
  - (ii) 操作上利用可能な場合には, 水と圧縮空気。

追加のケーブルと接続が必要な場合に限り, 契約者は, そのリスクと費用でそれらを設置し, 維持し, 設置の完了後にそれらを取り除くものとする。

## **20. スタートアップ**

- 20.1 投資財の成功した予備的な受領, 納入および納入先における設置の後, 投資財のスタートアップとテスト稼働が, 連続生産の条件下で行われるものとする。スタートアップは, 契約者の従業員および KAUTEX の従業員と協力して行われるものとする。



**20.2** スタートアップとテスト稼働の間、契約者は、投資財の使用、適用、取り扱いおよび保守に関して、KAUTEX の操作要員と保守要員を指導および/または訓練するものとする。スタートアップ、テスト稼働および指導/訓練のために発生するすべての費用は、契約者が負担するものとする。

**20.3** スタートアップ（テスト稼働を含む）が成功した後直ちに、契約者は、投資財の最終的な受領のために必要とされるすべてのドキュメンテーションを KAUTEX に提出するものとする。

## **21. 最終的な受領**

**21.1** 第 20 条に従った、投資財の、成功したスタートアップ、従業員の指導/訓練およびテスト稼働の後、最終的な受領が行われるものとする。最終的な受領認は、最終的な受領に同時に参加する KAUTEX の従業員と契約者の従業員の前で行われるものとする。最終的な受領は、時間、場所、潜在的に発見された投資財の欠陥および他の所見に関するすべてのデータを含む最終的な受領プロトコルによって証明され、KAUTEX と契約者の両者によって署名されるものとする。

**21.2** 部分的な受領は、排除される。

**21.3** 最終的な受領時に、各投資財に関するリスクは、KAUTEX に移転するものとする。

## **22. スペアパーツ**

契約者は、投資財の最終的な受領の日から 10 年間、オリジナルのスペアパーツの供給を保証する。

## **23. 保険**

**23.1** 契約者は、契約者が製造および/または納入した投資財についての製造物責任（上記第 10 条参照）に関連するリスクをカバーする、合理的な金額の保険契約を、契約者の

費用で発効させ、維持するものとし、また、関連保険契約の証拠書類を KAUTEX に提供しなければならない。

**23.2** 契約者は、この注文の履行から生じ得るすべての潜在的な賠償請求（人身傷害、財産と資産に対する損害）をカバーする、合理的な金額の第三者賠償責任保険を、契約者の費用で発効させ、維持するものとする。KAUTEX の要請に応じて、契約者は、関連保険契約の証拠書類を提供するものとする。

**23.3** 契約者は、適切な金額の保険担保がもはや存在しない場合には、不当に遅延することなく書面で KAUTEX に通知するものとする。

## **24. 知的財産権**

**24.1** 契約者は、KAUTEX による投資財の購入、所有、提供、使用、処理または再販売が、契約者の本国ならびに日本、（契約締結時点の）欧州連合加盟国、英国、アメリカ合衆国、カナダ、プエルトリコ、中国およびインドにおいて、第三者の商標、会社名、特許、実用新案、設計モデル、トレードドレスもしくは意匠権または著作権（かかる知的財産権の出願を含む）（「知的財産権」）を侵害しないことを保証する。契約者は、この義務に有責に違反した場合、かかる実際のまたは申し立てられた知的財産権侵害に基づく第三者の請求に関して最初の要求時に KAUTEX に補償し、KAUTEX がこの関係で被るあらゆる費用（一方では権利の要求および権利に対する防御の費用、他方では生じ得る停止義務の順守に起因する費用を含むが、これらに限定されない）を負担するものとする。

**24.2** KAUTEX によって提供された図面、モデルまたは他の詳細情報に従って投資財が製造されており、かつ、契約者が、第三者の知的財産権がそれによって侵害されていることを知らず、知るべきでもなかった場合には、第 24.1 項は適用されないものとする。

**24.3** 両当事者は、自己が知った、侵害のリスクおよび申し立てられた侵害事例を、不当に遅延することなく互いに通知し、かかるそれぞれの侵害の主張に反論するために共同で合理的に努力する。

**24.4** 本第 24 条に基づく請求の制限期間は、関連する契約の締結から 3 年とする。

## 25. 終了

25.1 KAUTEX は、日本の民法の第 641 条に基づいて、契約者が仕事を完成しない間はいつでも契約を解除する権利を有する。

25.2 各当事者は、正当な理由により予告なしで契約を解除する権利を有する。正当な理由には以下の場合が含まれるが、これらに限定されないものとする。

- (i) 当事者が、強制執行、仮差止命令または競売の申立てを提起された場合、
- (ii) 当事者が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始の申立てを提起された場合または自己の清算を開始した場合、
- (iii) 当事者が、租税公課を支払わず、これに関する支払要求通知を受けた場合または保全差押えを受けた場合、
- (iv) 当事者がその支払いのいずれかを停止した場合または当事者の手形もしくは小切手が不渡りになった場合、
- (v) 当事者の資産の状態が悪化した場合またはかかる恐れがあると信じるに足りる理由がある場合、
- (vi) 当事者が契約の是正可能な重要条件に違反したが、不違当事者が違当事者に当該違反を是正するよう書面で要請し、正当な理由による契約解除の恐れをこれに警告して少なくとも 4 週間の合理的な猶予期間をこれに与え、当該期間が満了した時点まで、違当事者が当該違反を解消しなかった場合、
- (vii) 当事者が、その事業の停止もしくは取り消しまたは他の処分を規制当局から受けた場合、
- (viii) 当事者が、自らの解散を決議した場合または他の会社と合併した場合、
- (ix) 契約を解除する当事者の競争者が、所有者または株主の変更により契約を解除される当事者の支配権を得た場合、
- (x) 前各号のいずれかと同等の出来事があった場合。

25.3 契約の取り消しまたは他の終了の場合、契約者は、KAUTEXによって提供されたすべての文書、図面および情報を返却しなければならない。